

## 給与所得者の方

⇒ 給与天引き以外に住民税を納めている方は、次の「給与所得者以外の方」を参考にしてください。

平成28年度 給与所得等に係る市町村（区）民税・道府県（都）民税特別徴収税額の決定・変更通知書を参考にしてください。

※ 様式は、各地方公共団体によって異なります。

平成 28年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

給年収入 給与所得 その他の所得計	注たる給与以外の合算所得区分	総所得① 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除額⑧ 所得割額⑨ 均等割額⑩ 特別徴収税額⑪ 控除不足額⑫ 既納付額⑬ 変更前税額⑭ 増減額⑮-⑯	受給者番号 氏名 住所 個人番号	認定番号
-------------------------	----------------	--	--	---------------------------	------

あなたの特別徴収税額を定額のとおり決定（変更）した上で、地方税債額引及び第31条の4（第31条の5）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して10日以内に市（町・村）へ申し出て訂正を請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるとは、前年の課税年度に係る決定の取消しを受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を相手として（市（町・村）長が原告の代表者とします。）提起することができます。なお、処分取消しの請求は、前年の課税年度に於ける決定を前提として行われなければならないとされています。①課税年度があつた日から3ヶ月を超過しても決定がないとき、②処分、取消の執行又は非執行の履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他決定を撤回することにつき正当な理由があるときは、決定を撤回し、かつ取消の取消しを請求することができます。

平成 年 月 日 市町村長 氏名

特別徴収税額⑪

特別徴収税額⑪を  
『住民税』欄へ記入

## 給与所得者以外の方

⇒ 平成28年度 市町村（区）民税・道府県（都）民税税額決定・納税通知書を参考にしてください。

※ 様式は、各地方公共団体によって異なります。

市町村民税・道府県民税 税額決定 通知書

第一号の三様式（第二条関係）

第 号 平成 2 年度 普通 税	納税者 市 町 村 民 道 府 県 民	住 所 氏 名 千
------------------------	---------------------------	-----------------

1 市町村民税及び道府県民税決定の明細

均	所 得 金	課 税
所	山林所得金	(1)
分	退職所得金	(2)
割	小計 (2)+(3)+(4)	(3)
税	短期譲渡 9 % 適用分	(4)
額	長期譲渡 5 % 適用分	(5)
計	一般譲渡	(6)
の	分離所得 居住用財産に係る譲渡	(7)
合	未上場株式の譲渡	(8)
計	上場株式等の配当	(9)
算	先物取引	(10)
入	肉用牛の売却価額	(11)
税	小計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)	(12)
額	調整控除	(13)
を	配当控除	(14)
基	住宅借入金等特別税額控除	(15)
準	寄附金税額控除	(16)
として	外国税額控除	(17)
算	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	(18)
した	市町村民税及び道府県民税の合計税額 (11)+(18)	(19)
上	給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	(20)
の	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	(21)

通知書の項目記載例：

- 「住民税額計」
- 「年税額」
- 「市町村（区）民税及び道府県（都）民税の合計税額」
- 「普通徴収と特別徴収の合計額」

記載されている額を『住民税』欄へ記入

### 【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。  
（1～499円は「0千円」、500～1,499円は「1千円」）